

電気料金メニュー約款
(フロンターレでんき)

2021年10月1日改定



伊藤忠エネクスグループ

株式会社エネクスライフサービス

目次

| | |
|-----------------------------|---|
| 第1条 適用 | 1 |
| 第2条 定義 | 1 |
| 第3条 料金メニュー約款の変更 | 1 |
| 第4条 需給契約の単位 | 1 |
| 第5条 契約種別 | 1 |
| 1. フロンターレでんき B | 1 |
| (1) 適用条件 | 1 |
| (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 | 1 |
| (3) 契約電流 | 1 |
| (4) 電気料金 | 2 |
| 2. フロンターレでんき C | 2 |
| (1) 適用条件 | 2 |
| (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 | 2 |
| (3) 契約容量 | 2 |
| (4) 電気料金 | 3 |
| 3. フロンターレでんき低圧電力 | 3 |
| (1) 適用条件 | 3 |
| (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 | 4 |
| (3) 契約電力 | 4 |
| (4) 電気料金 | 4 |
| (5) その他 | 5 |
| 第6条 契約超過金 | 5 |
| 第7条 料金の支払い方法等 | 5 |
| 附 則 | 7 |
| 別紙1 負荷設備の入力換算容量 | 8 |

第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東京電力パワーグリッド株式会社の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。

第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
2. その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第4条 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

第5条 契約種別

1. フロントレでんきB
 - (1) 適用条件
電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。
 - (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。
 - (3) 契約電流
契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格がX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとしてします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|--------------|--------------|
| 契約電流 20 アンペア | 533 円 52 銭 |
| 契約電流 30 アンペア | 800 円 28 銭 |
| 契約電流 40 アンペア | 1,067 円 04 銭 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,333 円 80 銭 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,600 円 56 銭 |

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 120キワット時までの1キワット時につき | 18 円 54 銭 |
| 120キワット時をこえ 300キワット時までの1キワット時につき | 24 円 70 銭 |
| 上記超過 1キワット時につき | 28 円 51 銭 |

(c) 最低月額料金

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、次の最低月額料金および別紙4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

| | |
|--------|------------|
| 1契約につき | 231 円 55 銭 |
|--------|------------|

2. フロンターレでんき C

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了

時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1,000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4 (燃料費調整) 1. (1)によって算定された平均燃料価格がX円 (以下単に「X円」といいます。) を下回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4 (燃料費調整) 1. (1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------------|------------|
| 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 266 円 76 銭 |
|---------------------|------------|

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|-----------|
| 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 18 円 54 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 24 円 70 銭 |
| 上記超過 1 キロワット時につき | 28 円 51 銭 |

3. フロンターレでんき低圧電力

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この

場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

| | | |
|----------------|--------------|----------|
| 最大の入力 のものから | 最初の2台の入力につき | 100パーセント |
| | 次の2台の入力につき | 95パーセント |
| | 上記以外のもの入力につき | 90パーセント |

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

| | |
|------------------|----------|
| 最初の6キロワットにつき | 100パーセント |
| 次の14キロワットにつき | 90パーセント |
| 次の30キロワットにつき | 80パーセント |
| 50キロワットをこえる部分につき | 70パーセント |

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 ×1/1,000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|-----------------|--------------|
| 契約電力 1 キロワットにつき | 1,046 円 52 銭 |
|-----------------|--------------|

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1 に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2. に記載の期間とする。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

| | | |
|--------|----------------------------------|-----------|
| 夏季料金 | 契約電力かける 70 キロワット時までの 1 キロワット時あたり | 16 円 20 銭 |
| | 上記超過 1 キロワット時につき | 25 円 59 銭 |
| その他季料金 | 契約電力かける 70 キロワット時までの 1 キロワット時あたり | 14 円 73 銭 |
| | 上記超過 1 キロワット時につき | 23 円 26 銭 |

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(5) その他

(a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

第 6 条 契約超過金

1. お客さまが契約電力をこえて電気を使用されたことにより、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者から契約超過金を求められた場合、お客さまは、当社に対して当該契約超過金を支払っていただきます。
2. 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、お客さまにその料金とあわせて支払っていただきます。ただし、当社が別途支払期日を定めた場合は、その期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。

第 7 条 料金の支払い方法等

1. 本約款第 15 条第 3 項の定めにも拘わらず、電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます。）については毎月、当社が指定する以下のいずれかの方法により支払っていただきます。

(1) 口座振替

(a) お客さまの指定する口座から当社の収納代行会社の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。

(b) お客さまの指定する口座から当社から料金等の債権の譲受会社（以下「譲受人」といいます。）の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。

(2) クレジット引き落とし

- (a) 当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。
2. 本約款第 15 条第 4 項の定めにかかわらず、お客さまが料金等を前項第(1)号または前項第(2)号により支払われる場合は、以下のときに当社に対する支払いがなされたものとします。
 - (1) 前項第(1)号により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - (2) 前項第(2)号により支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
 3. 当社は、本条第 1 項(1)口座振替(b)による場合、需給契約期間中に発生したお客さまの料金等の債権を譲受人に対して包括的に譲渡するものとし、お客さまは当該料金等債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）の譲渡について、予め異議を留めず承諾するものとします。
 4. 本約款第 28 条（契約の解除および期限の利益の喪失）第 1 項に次の各号を追加します。
 - (1) 譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに 20 日間経過してなお支払わない場合
 - (2) 譲受人が当社に対して譲渡対象債権の譲受を拒んだ場合
 - (3) 当社が譲渡対象債権に関する譲受人が定める利用規約第 6 条に基づき譲受人から通知を受けた場合

附 則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2019年7月1日より実施します。

| |
|--------------|
| 制定・改定履歴 |
| 2019年7月1日制定 |
| 2021年10月1日改定 |

別紙1 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

| | 換 算 容 量 | |
|------|------------------------------|------------------------------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | 入力 (ワット) |
| 高力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント | 管灯の定格消費電力 (ワット) ×125パーセント |
| 低力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント | |

(2) ネオン管灯

| 2次電圧 (ボルト) | 換 算 容 量 | | |
|------------|--------------|------|----------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | | 入力 (ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 3,000 | 30 | 80 | 30 |
| 6,000 | 60 | 150 | 60 |
| 9,000 | 100 | 220 | 100 |
| 12,000 | 140 | 300 | 140 |
| 15,000 | 180 | 350 | 180 |

(3) スリムラインランプ

| 管の長さ (ミリメートル) | 換 算 容 量 | |
|---------------|--------------|----------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | 入力 (ワット) |
| 999以下 | 40 | 40 |
| 1,149以下 | 60 | 60 |
| 1,556以下 | 70 | 70 |
| 1,759以下 | 80 | 80 |
| 2,368以下 | 100 | 100 |

(4) 水 銀 灯

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量 | | |
|----------|--------------|-------|----------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | | 入力 (ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 40以下 | 60 | 130 | 50 |
| 60以下 | 80 | 170 | 70 |
| 80以下 | 100 | 190 | 90 |
| 100以下 | 150 | 200 | 130 |
| 125以下 | 160 | 290 | 145 |
| 200以下 | 250 | 400 | 230 |
| 250以下 | 300 | 500 | 270 |
| 300以下 | 350 | 550 | 325 |
| 400以下 | 500 | 750 | 435 |
| 700以下 | 800 | 1,200 | 735 |
| 1,000以下 | 1,200 | 1,750 | 1,005 |

2. 誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量 | | |
|----------|--------------|-------|-------------------------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | | 入力 (ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 35以下 | － | 160 | 出力 (ワット) ×133.0パーセント |
| 45以下 | － | 180 | |
| 65以下 | － | 230 | |
| 100以下 | 250 | 350 | |
| 200以下 | 400 | 550 | |
| 400以下 | 600 | 850 | |
| 550以下 | 900 | 1,200 | |
| 750以下 | 1,000 | 1,400 | |

(2) 3相誘導電動機

| 換 算 容 量 (入力〔キロワット〕) | |
|---------------------|--------------|
| 出力 (馬力) | × 93.3パーセント |
| 出力 (キロワット) | × 125.0パーセント |

3. レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

| 装置種別（携帯型および移動型を含みます。） | 最高定格管電圧 | 管電流 （短時間定格電流） （ミリアンペア） | 換算容量（入力） （キロボルトアンペア） |
|-----------------------|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 治療用装置 | | | 定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。 |
| 診察用装置 | 95キロボルトピーク以下 | 20ミリアンペア以下 | 1.0 |
| | | 20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下 | 1.5 |
| | | 30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下 | 2.0 |
| | | 50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下 | 3.0 |
| | | 100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下 | 4.0 |
| | | 200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下 | 5.0 |
| | | 300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下 | 7.5 |
| | | 500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下 | 10.0 |
| | 95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下 | 200ミリアンペア以下 | 5.0 |
| | | 200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下 | 6.0 |
| | | 300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下 | 8.0 |
| | | 500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下 | 13.5 |
| | 100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下 | 500ミリアンペア以下 | 9.5 |
| | | 500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下 | 16.0 |
| | 125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下 | 500ミリアンペア以下 | 11.0 |
| | | 500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下 | 19.5 |
| 蓄電器放電式診察用装置 | コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下 | | 1.0 |
| | 0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下 | | 2.0 |
| | 1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下 | | 3.0 |

4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合
入力（キロワット）× 最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）

× 70 パーセント

(2) (1) 以外の場合

入力（キロワット）× 実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）

× 70 パーセント

5. その他

(1) 1. 2. 3. および 4. によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量

（入力）とすることがあります。

(2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

(3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。